

# NETIS プラス新技術情報データベース登録申込書

## NETIS プラス新技術情報データベース登録審査事務実施規約

申込日：平成 年 月 日

一般財団法人 先端建設技術センター  
理事長 佐藤 直良 殿

会社名

代表者名

所在地

電話

社印

公印

「NETIS プラス新技術情報データベース登録審査事務実施規約」に同意のうえ、NETIS プラス新技術情報データベースへの登録を下記のとおり申込みます。

### 記

#### 1. 申請技術の名称

.....

#### 2. 担当者

氏名	.....
住所	.....
会社名	.....
所属	.....
電話	..... (内線)
F A X	.....
E - m a i l	.....

#### 3. 申請技術に関する説明資料 (添付資料リスト)

技術概要説明書

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

(申請者の要件) (運営要領第 3 条に該当)

- 第 1 条 申請者は、申請技術に係る知的財産権・ノウハウの権利者、またはそれらの者から申請技術について独占的に使用許諾を受けているものとする。
2. 申請者が海外の民間事業者等の場合には、上記の要件に加えて、日本国内に登録された営業所がなければならない。
3. 申請者は、共同開発の場合においては前各号に加え、すべての共同発明者または共同開発者から、申請技術を NETIS プラス DB へ登録することの承諾を書面にて、申請時に提出しなければならない。

(受付審査) (運営要領第 4 条に該当)

- 第 2 条 申請者は、以下の資料をもって NETIS プラス DB への登録申請するものとし、データベース運営者は、理事長が役員の中から選任する受付審査会において、「第 1 条 申請者の要件」およびデータベース運営者が別途定める運営要領の「第 2 条 NETIS プラス DB に登録できる技術」について提出された資料に基づき受付審査を行う。
- 一 NETIS プラス新技術情報データベース登録申込書 (様式 P-1) 1 部
- 二 技術概要説明書 (様式 P-1) 1 部
- 三 技術概要説明書を補足する資料 1 部
- 四 共同発明者または共同開発者の登録事前承諾書 1 部
2. 申請者は、データベース運営者からの求めに応じて受付審査に必要な資料を提示するものとする。これに係る経費は申請者の負担とする。
3. 前項における打合せ場所は、原則先端建設技術センター内会議室 (東京本部のみ) とする。
4. データベース運営者は受付審査会の結果について、NETIS プラス新技術情報データベース受付審査結果通知書 (様式 S-1) により依頼者に通知するものとする。

(技術資料の作成) (運営要領第 5 条に該当)

- 第 3 条 申請者は、データベース運営者が提示する登録様式に従って技術資料を作成し、データベース運営者に提出しなければならない。その際、データベース運営者は、必要に応じて申請者の技術資料の作成に対して助言等の支援を行う。
2. 申請者の技術資料の作成に際して、データベース運営者は申請者の求めに応じて適切に助言を行わなければならない。また申請者は、データベース運営者からの助言に対して誠実に対応しなければならない。
3. 技術資料に記載する従来技術の選定は、申請者の責任において適切に行わなければならない。
4. 第 2 項における打合せ場所は、原則先端建設技術センター内会議室 (東京本部のみ) とする。なお、それ以外の場所にて打合せを行う場合は申請者負担とする。

(登録に必要な料金等) (運営要領第 1 7 条に該当)

第 4 条 申込料は、金 5 万円 (税別) とし、登録査定か非登録査定にかかわらず、いかなる理由によっても返金しない。

	料金の内容	料金 (税別)	納入時期
申込料	NETIS プラス DB への登録審査事務にかかる費用	5 万円	NETIS プラス DB への受付審査結果通知書受理時点

2. 第 1 項の申込料以外に技術資料作成時に必要となる以下の各号に掲げる費用は、申請者が負担するものとする。
- 一 技術資料等の作成・印刷費
- 二 その他データベース運営者と協議して必要となった経費
3. 第 1 項から第 2 項に記載される請求がデータベース運営者よりあった場合は、申請者は、この請求書を受領後 3 0 日以内にデータベース運営者が指定する銀行口座へ納入するものとする。なお、振込にかかる費用は申請者の負担とする。

(登録申込・承諾の解除) (運営要領第 2 2 条に該当)

- 第 5 条 申請者及びデータベース運営者は、登録審査事務において、一方当事者からの助言等の求めに対し、他方当事者は速やかに対応しなければならない。なお、一方当事者からの助言等の求めを受けた日から 3 ヶ月間他方当事者が何ら対応しない場合は、助言等を求めた一方当事者は登録申込を解除できる。申請者が対応しないことを原因としてデータベース運営者が解除した場合、申込料は、理由の如何を問わず返金しない。
2. 登録申込が解除となった場合、データベース運営者は、以後登録審査を行わない。その際データベース運営者は、申請者が提出した技術資料を破棄するものとする。

(その他)

第 6 条 本条項に定めのない事項については、データベース運営者が別途定める運営要領によるものとする。